ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：貸与対象者の見直し，特任教授等の名称変更及び他の規程等との表記の統一に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（貸与の対象者） 第３条　規則第３条の２第２号に定める貸与の対象者は，次に掲げる者とする。ただし，宿舎の管理運営上必要な場合は，貸与の対象者であっても，空室の状況を考慮して入居を制限できるものとする。	（貸与の対象者） 第３条　規則第３条の２第２号に定める貸与の対象者は，次に掲げる者とする。
(1) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成９年規程第５号）に基づく客員教授及び客員准教授	(1) 東京学芸大学客員教授等選考規程に基づく客員教授及び客員准教授
(2) 東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）に基づく特命教授，特命准教授，特命講師及び特命助教	(2) 東京学芸大学特任教授等に関する規程に基づく特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教
(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号）の適用をうける特任教員	(3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則の適用を受ける特任教員
(4) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）の適用を受ける有期雇用職員	(4) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員
(5) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則（平成18年規則第15号）の適用を受ける継続雇用職員	(5) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則の適用を受ける継続雇用職員
(6) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号）の適用を受ける非常勤講師（附属学校に勤務する者で，週30時間勤務のものに限る。）	(6) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則の適用を受ける非常勤講師（附属学校に勤務する者で，週30時間勤務のものに限る。）
(7) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第28号）の適用を受ける非常勤職員（週30時間以上勤務の者に限る。）	(7) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員（週30時間以上勤務の者に限る。）
(8) 東京学芸大学研究員受入規程（平成９年規程第24号）に基づく研究員	(8) 東京学芸大学研究員受入規程に基づく研究員
(9) 東京学芸大学外国人研究者受入規程に基づく外国人研究者	(9) 東京学芸大学外国人研究者受入規程に基づく外国人研究者
(10) 国立大学法人，大学共同利用機関法人及び独立行政法人に在籍する職員	(10) 国立大学法人，大学共同利用機関法人及び独立行政法人の職員
(11) 文部科学省，独立行政法人等に派遣されている地方公務員	(11) 国家公務員
(12) 教育委員会から東京学芸大学に派遣される現職の教員又は教育公務員	(12) 文部科学省，独立行政法人等に派遣されている地方公務員
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この要項は，平成30年７月６日から施行する。ただし，改正後の第３条第12号の規定は平成22年４月１日から適用し，第３条第２号中，特任教授等の名称変更に係る改正は，平成25年４月１日から適用する。	